○法務省告示第三百二十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十八年十月十六日法務省告示第四百七十八号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十日　法務大臣　森　英介

第三号中「平成十八年十月十六日」を「平成二十一年十月十六日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十一年十月十六日から施行する。

○法務省告示第三百二十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十八年十月十六日法務省告示第四百七十九号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十日　法務大臣　森　英介

第三号中「平成十八年十月十六日」を「平成二十一年十月十六日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十一年十月十六日から施行する。

○法務省告示第三百二十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十八年十月十六日法務省告示第四百八十号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十日　法務大臣　森　英介

第三号中「平成十八年十月十六日」を「平成二十一年十月十六日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十一年十月十六日から施行する。

○財務省告示第二百四十六号

国債の金利スワップ取引の基本的な契約の相手方を変更したので、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成十八年三月財務省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十日　財務大臣　与謝野　馨

「エービーエヌ・アムロ　バンク　エヌヴィー（オランダ銀行）東京支店」を削除し、「及びユービーエス・エイ・ジー（銀行）」を「、ユービーエス・エイ・ジー（銀行）及びロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー東京支店」に改める。

○社会保険庁告示第十六号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定により社会保険庁長官が指定した地域のうち次の地域についての指定を平成二十一年七月九日限り取り消したので告示する。

平成二十一年七月十日　社会保険庁長官　坂野　泰治

東京都東大和市の区域

○経済産業省告示第二百三十四号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、次の団体を認定個人情報保護団体として認定したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月十日　経済産業大臣　二階　俊博

一　団体の名称及び住所

社団法人日本クレジット協会

東京都新宿区信濃町三十五番地信濃町煉瓦館

二　認定を受けた日

平成二十一年七月一日

○国土交通省告示第七百十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日　国土交通大臣　金子　一義

路線名	区間	敷地の幅員	延長
近畿自動車道名古屋神戸線	四日市市伊坂町字鐙谷一一八七番一五から同市中野町山条字高岡二一九二番四まで	最大 三四三（メートル） 最小 二六	五、九三〇（メートル）
	桑名市大字志知字萩原三八〇四番から同市大字志知字西山一五三番まで	最大 一一九 最小 三一	一、三八九
	三重県員弁郡東員町字中上一九三九番から同県員弁郡東員町字中上一九五〇番六まで	最大 一一二 最小 八二	一九五

○国土交通省告示第七百十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日　国土交通大臣　金子　一義

路線名	区間		敷地の幅員	延長
日本海沿岸東北自動車道	胎内市弥彦岡字福田二三〇番から同市乙字下野地二六三八番まで	変更前	最大 九四（メートル） 最小 一一	九、四六四（メートル）
		後	最大 八一 最小 一一	
	村上市南新保字抜田三六二番から同市南新保字抜田三六二番まで	前	最大 一三 最小 一三	二〇
		後	最大 一三 最小 一三	

○国土交通省告示第七百十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日　国土交通大臣　金子　一義

路線名	区間		敷地の幅員	延長
北陸自動車道	糸魚川市大字歌字歌九九番五地先から同市大字外波字竹ヶ花七九九番一地先まで	変更前	最大 七二（メートル） 最小 二四	二、九九四（メートル）
		後	最大 九四 最小 二四	